

**自然公園法第 13 条第 3 項第 7 号に基づき**  
**「屋外において集積等することが規制される環境大臣が指定する物」(案)**  
**に関するパブリック・コメントの実施結果について**

## 1 意見募集方法の概要

- ( 1 ) 意見募集の周知方法  
指定内容を環境省ホームページに掲載  
記者発表(環境省記者クラブ)  
資料の配付
- ( 2 ) 指定案の確認方法  
環境省自然環境局国立公園課にて、指定案及び資料を閲覧可能  
環境省ホームページにて掲載
- ( 3 ) 意見提出期間  
平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日から平成 1 5 年 1 月 1 0 日まで( 3 0 日間)
- ( 4 ) 意見提出方法  
郵送, ファックス又は電子メール
- ( 5 ) 意見提出先  
環境省自然環境局国立公園課

## 2 意見募集の結果

・封書によるもの	0 通
・ファックスによるもの	0 通
・電子メールによるもの	2 通
合 計	2 通

## 3 整理した意見の総数

・今回の改正案に係るもの	2 件
・その他の意見等	0 件

## 4 意見の概要と対応方針

- ・別紙のとおり

自然公園法第13条第3項第7号に基づき「屋外において集積等する事が規制される環境大臣が指定する物」(案)に関するパブリックコメント結果内容について

意見内容	対応方針
<p>指定の内容に建設資材、建設機器を加える(コンクリートが土石の範疇に入るならいいが、入らないならコンクリートも加える)</p> <p>(理由)            各種建設工事等が特別地域もしくはその隣接地で行われる場合、特別地域内の工事カ所以外の場所に建設資材がストックされたり、建設機器が置かれることがある。このような場合、工事完了後もこれらが放置されていることが多く、風致上の支障を生じている。            また、余ったコンクリートが放棄される場合も多く、風致上の支障を生ずるばかりでなく動植物の生息・生育に悪影響を与えている。            現行法では、これらの行為が許可行為地以外の場所で行われたり、不要許可行為に伴う場合、また、特別地域以外の場所で行われる行為に伴う場合には対処出来ない。</p>	<p>特別地域においては、居住地も含まれて指定されていることから、土石等以外の資材や建設機器については、規制対象として指定を予定しておりません。なお、放棄されたものが産業廃棄物にあたる場合は、規制の対象となります。</p>
<p>有価物についても指定する物に加えるべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;            廃タイヤや廃自動車の野積み行為については、今回の法改正の要因の一つであるが、これらが有価物となった場合、再生資源でもなく、廃棄物でもない物にもなる可能性があり、その場合は規制することができず、法改正の趣旨が生かされないと考えられる。</p>	<p>御意見にある廃タイヤや廃自動車のような有価物は、産業廃棄物又は再生資源に該当すると考えられ、規制の対象となると考えられます。</p>